

コンタクトレンズ検査に関するお知らせ

- 1 初診料および外来診療料
コンタクトレンズの装用を目的としている方で、当院を初めて受診した方は初診料291点を、
当院またはJ A秋田厚生連のいずれかの病院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定したことのある方は外来診療料76点を算定いたします。
- 2 コンタクトレンズ検査料 区分1 200点
コンタクトレンズ診療を行う医師の氏名 高橋 永幸 医師
眼科診療経験年数 23 年
- 3 厚生労働省が定める疾病の治療や、眼疾患の状況によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

※上記につきご不明な点は眼科外来へご相談ください。

大曲厚生医療センター